

## 奈良市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、奈良市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、奈良市と国際交流都市（姉妹・友好提携都市を含む。）との市民相互の友好交流を密接にするため各種の事業を行い、もって国際交流の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市提携のための趣旨の普及及び宣伝に関すること。
- (2) 都市提携についての情報の収集並びに資料の作成及び頒布に関すること。
- (3) 各種友好交流事業の計画及び推進並びに実施に関すること。
- (4) 関係諸団体との連絡に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業の推進に関すること。

(会員)

第4条 協会は、協会の目的に賛同して入会した市民団体の代表者等（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 協会に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込み、会長が入会を決定する。
- 3 会長は、会員に協会の目的にふさわしくない行為が認められた場合は、その者を退会させることができる。
- 4 年会費の納入が2年続けて滞った場合は、その者を退会させることができる。

(会費)

第5条 会員は、協会を維持するため会費として年会費を納入するものとする。

年会費

- (1) 一般会員 3,000円
- (2) 学生会員（25歳以下かつ学生） 1,000円
- (3) 団体会員 10,000円

(役員)

第6条 協会に名誉会長1名、会長1名、副会長若干名及び監事若干名を置く。

- 2 名誉会長は、奈良市長をもって充てる。その他の役員は、総会において選任する。
- 3 名誉会長は、会長の相談に応じ会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長は、協会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会を招集してその議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名し

た副会長がその職務を代理する。

6 監事は、協会の経理を監査する。

7 役員（名誉会長を除く。以下この条において同じ。）の任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

8 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

9 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

（顧問）

第7条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（会議）

第8条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 役員会は、必要に応じ開催する。

（総会の議決事項）

第9条 総会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

（1）会則の制定又は改廃に関すること。

（2）事業計画及び予算決算に関すること。

（3）その他重要な事項に関すること。

（役員会の議決事項）

第10条 役員会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

（1）総会の開催するいとまがない場合における総会の議決事項に関すること。

（2）総会に付議すべき事項に関すること。

（3）総会で委任を受けた事項に関すること。

（4）その他協会の運営のため必要な事項に関すること。

2 前項第1号の場合においては、会長は次期総会においてその報告をしなければならない。

（部会）

第11条 協会の事業を円滑にするため、協会に部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

第12条 協会の経理は、会費、市の補助金その他収入をもってまかなう。

2 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事務局）

第13条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 協会の運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和48年4月14日から施行し、第13条の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

2 奈良・慶州友好親善委員会会則（昭和45年7月11日）は、廃止する。

附 則（昭和62年9月16日改正）

1 この会則は、昭和62年4月1日から適用する。

2 昭和62年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において現に奈良市国際友好親善委員会の委員である者は、この会則による改正後の奈良市国際交流協会会則（以下「改正後の会則」という。）に基づく会員とする。

3 適用日の前日において委員会の役員である者は、同日限りその任期を満了するものとする。

4 適用日以後初めて選任される役員の任期は、改正後の会則第6条第7項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則（平成5年8月2日改正）

1 この会則は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成8年7月22日改正）

1 この会則は、平成9年4月1日から適用する。

1 この会則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月27日改正）